

焼津市水道総務課における郵便入札の取扱い

1 郵便入札とは

郵便入札とは、従来の入札参加者が入札会場に足を運んで入札書を提出する方法と異なり、あらかじめ指定された日時までに、郵便により入札書を提出する方法により行う入札をいいます。

2 入札書の送付方法等

- (1) 内封筒を用意し、入札書を封印します。封筒の表面には焼津市長名、入札番号、件名、「開札日 令和〇年〇月〇日」、入札参加者（入札者住所・商号又は名称・代表者職氏名）を記載、代表者印を押印し、「入札書在中」と朱書きします。
- (2) 外封筒は宛て名を「焼津市上下水道部水道総務課」として、表面に入札参加者（代表者印不要）、「提出期限 令和〇年〇月〇日」を記載し、「入札書在中」と朱書きします。
- (3) (1) の内封筒（封印した入札書）を (2) の外封筒に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、郵送してください。
- (4) 外封筒には複数の内封筒を入れて提出してもかまいません。
- (5) (1) の内封筒には2枚以上の入札書を入れないでください。
- (6) 入札書は別に定められた様式により作成し、入札者の印（代表者印）を押印してください。
- (7) 上記の(1)から(5)の送付方法によらない入札書は無効となります。

3 入札書の提出期限

- (1) 入札書の提出期限は、入札通知書に記載します。原則として、入札執行日（開札日）前日の午後4時が入札書提出期限となります。
- (2) 期限を過ぎて到達した入札書等は、受け付けしないものとします。

4 開札について

- (1) 入札書の開札は、に記載された入札執行日時に、入札執行場所において行います。
- (2) 開札には、入札事務に関係のない市職員が1名以上立ち会います。なお、入札参加者は、希望があれば入札に立ち会うことができます。
- (3) 1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合には、再度入札を行います。
 - ア 1回目の入札者に、再度入札の日時をファックスにより通知します。
 - イ 1回目の入札において失格となるなど、再度入札に参加する資格を有しない場合は、再度入札に参加できません。
 - ウ 再度入札を通知された場合は、指定の期日までに1回目の入札と同様に入札書

等を郵送してください。

5 くじによる落札者決定について

落札となるべき同額の入札者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します。

なお、くじ引きの対象となる入札者が当該入札に立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が、代わりにくじを引くものとします。

6 入札結果について

入札結果は、焼津市ホームページに掲載します。ただし、入札参加者には入札終了後速やかに電話又はファックスにより入札結果を連絡し、落札者には契約締結に必要な事項を指示します。

7 その他注意事項

(1) 一度提出した入札書は、引換え・変更・取消しをすることができませんので、郵送する前に十分確認してください。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、入札書は無効となり、入札に参加できません。

ア 入札書提出期限までに、入札書が到達しないとき。

イ 上記2に定める入札書送付方法等によらずに入札書が送付されたとき（持参による提出は認めません）。

ウ 「焼津市競争契約入札心得（役務）」に規定する入札の無効となる事項に該当するとき。

(3) 入札を辞退するときは、入札書の提出期限までに辞退届を市長に提出してください。提出期限までに入札書又は辞退届の提出が無い場合は、当該入札を棄権したものとみなします。

入札書封筒の記載方法等

入札書

※代理人の記入押印
は不要です。

焼津市長 宛

入札番号 役務〇号

件 名 ××××××××××

住所 〇〇〇

商号又は名称 〇△〇△〇

代表者職氏名 ××〇 〇〇 (印)

開札日 令和〇年〇月〇日

入札書在中 (朱書き)

内封筒記載例

(印) は代表者印

(印)

(印)

(印)

外封筒記載例

〒425-0045

静岡県焼津市柵宜島20番地の1

焼津市上下水道部水道総務課 行

住所 〇〇〇

商号又は名称 〇△〇△〇

代表者職氏名 ××〇 〇〇

提出期限 令和〇年〇月〇日

入札書在中 (朱書き)